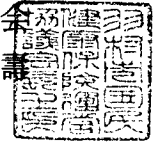




羽運協発第5号  
令和2年1月17日

羽村市長 並木 心 様

羽村市国民健康保険運営協議会  
会長 桑原



## 羽村市国民健康保険税の適正化について（答申）

令和元年7月25日付羽市市発第4405号をもって当協議会に諮問のあった標記の件について慎重に審議した結果、意見を付して下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 羽村市国民健康保険税率改定等

国民健康保険の財政運営の安定化などを目的とした国民健康保険の都道府県化がスタートし、2年目を迎えたところであるが、依然として国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあり、一般会計からの法定外繰入による支援が続いている。

一方、国や東京都は、法定外繰入を行っている区市町村に対し「区市町村国保財政健全化計画」の策定を求め、計画的な法定外繰入の削減・解消を促進し、将来的には都道府県での保険料（税）水準の統一を目指している。

このような中、東京都は各区市町村のあるべき保険料率として、毎年「標準保険料率」を示しているが、このたび示された「令和2年度標準保険料率」においても、市の現行税率とは開きがあるものとなっている。

これらの状況を踏まえ、市は段階的な税率改定により標準保険料率を目指すとした「国保財政健全化計画」を策定しており、このたびの諮問は、本計画内容に基づくもので、急激な保険税の高騰への配慮などが窺えるとともに、現在、市が置かれている厳しい財政状況などを総合的に判断し、次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

##### （1）基礎課税額

- ①所得割率を現行の100分の5.54から100分の5.82とすること。
- ②均等割額を現行の24,400円から25,000円とすること。

##### （2）後期高齢者支援金等課税額

- ①所得割率を現行の100分の2.09から100分の2.20とすること。
- ②均等割額を現行の10,300円から10,500円とすること。

### (3) 介護納付金課税額

- ①所得割率を現行の100分の1.87から100分の1.99とすること。
- ②均等割額を現行の12,000円から12,400円とすること。

(4) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額については、地方税法施行令の改正により現行の限度額が変更となる場合は、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。

## 2 付帯意見

羽村市国民健康保険税の改定以外について、委員から出された意見を下記のとおり付すものとする。

- (1) 急激な保険税の高騰を抑えるための激変緩和措置について、時限的な措置とならないよう東京都への働きかけを行うこと。
- (2) 税負担の公平性を保つうえで収納対策を最大限強化し、引き続き収納率の向上を図ること。また低所得者対策として、国民健康保険税の納付に係る相談について、きめ細かな対応をすること。
- (3) 被保険者の健康の保持・増進を図るため、データヘルス計画に掲げている保健事業の推進は勿論のこと、市民の協力のもとに行っている各課の健康づくり事業についても創意工夫による参加者の拡大や運動できる環境の整備・情報の提供など、健康づくり事業を充実していくこと。
- (4) 国民健康保険の厳しい財政運営を市民にわかりやすく理解していただくよう、広報はむらや市公式サイトなどを活用し周知徹底に努めること。
- (5) 医療費の適正化などへの取組みを評価し、インセンティブが与えられる「保険者努力支援制度」を活用すること。
- (6) 羽村市国保財政健全化計画に則り、法定外繰入の解消を目指すものとするが、標準保険料率と市の税率の乖離が大きくなるなど、急激な負担増に繋がる場合には、計画の見直しを検討すること。

## 3 施行期日

令和2年4月1日

ただし、地方税法施行令等の改正により課税限度額及び低所得者に係る軽減措置制度が変更となる場合は、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。